

新	旧	備考
劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の 取扱について 平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026 沿革 (略) <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の 取扱について 平成19年6月21日 07-制度-00026 沿 革 (略)	
(略)	(略)	
(劣後ローン特約) 第1条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。） は、劣後ローンに該当する <u>海外事業資金貸付金債権等</u> の取得又は劣後 ローンに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受 ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったとき は、保険証券に別添1の劣後ローン特約を付すものとする。ただし、 案件により別添1の規定とは異なる特約を付すことがある。 2 前項に規定する特約を付して海外事業資金貸付保険を引き受ける 場合は、保険期間は最長15年とする。また、資金貸付が新規で行わ れることを要しない。	(劣後ローン特約) 第1条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。） は、劣後ローンに該当する貸付金債権等の取得又は劣後ローンに係る 保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合であ って保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に 別添1の劣後ローン特約を付すものとする。ただし、案件により別添 1の規定とは異なる特約を付すことがある。 2 前項に規定する特約を付して海外事業資金貸付保険を引き受ける 場合は、保険期間は最長15年とする。また、資金貸付が新規で行わ れることを要しない。	
(劣後ローン特約の取扱) 第2条 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険 のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次 の各号のとおりとする。 一 保険料算定の基礎となる期間（以下「保険年度」という。）は、 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第1回の資 金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以 下この項において「第1保険年度の開始日」という。）の属する年 度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、最 終償還日の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日ま でとする。 二 貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ [10] 1 (6) (注 2) に規定する平均残高は、各保険年度中の資金貸付に係る元本又 は利子の毎日の残高を合計し、365（2月29日を含む年度において は、366とする。）により除した金額により算定する。	(劣後ローン特約の取扱) 第2条 前条第1項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険 のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次 の各号のとおりとする。 一 保険料算定の基礎となる期間（以下「保険年度」という。）は、 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、第1回の資 金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以 下この項において「第1保険年度の開始日」という。）の属する年 度においては、第1保険年度の開始日から3月31日までとし、最 終償還日の属する年度においては、4月1日から当該最終償還日ま でとする。 二 貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制 度-00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ [10] 1 (6) (注2) に規定する平均残高は、各保険年度中の資金貸付に係る元本又は利 子の毎日の残高を合計し、365（2月29日を含む年度においては、 366とする。）により除した金額により算定する。	

三 貸付金等の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ[10] 1 (6) (注2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007）第 33 条第 2 項第 1 号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。 四 貸付金等の額が外貨（<u>保険料率等規程別表第 6 (2) に掲げる外貨に限る。</u>）で表示されている場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添 2 の劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。 2 前条第 1 項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（保証債務）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。 一 保険年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、保証債務の負担を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項において「第 1 保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第 1 保険年度の開始日から 3 月 31 日までとし、保証債務に係る主たる債務の最終償還日（当該主たる債務の最終償還日より保証債務の終期が早く到来する場合には、当該保証債務の終期。以下同じ。）の属する年度においては、4 月 1 日から当該最終償還日までとする。 二 保険料率等規程Ⅱ[10] 1 (6) (注 2)に規定する平均残高は、各保険年度中の保証債務に係る主たる債務の元本又は利子の毎日の残高を合計し、365（2 月 29 日を含む年度においては、366 とする。）により除した金額により算定する。 三 保証債務の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ[10] 1 (6) (注 2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（<u>平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00008</u>）第 31 条第 2 項第 1 号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。 四 保証債務の額が外貨（<u>保険料率等規程別表第 6 (2) に掲げる外貨に限る。</u>）で表示されている場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添 2 の劣後ローン特約	三 貸付金等の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ[10] 1 (6) (注2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第 33 条第 2 項第 1 号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。 四 貸付金等の額が外貨（<u>貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年 7 月 2 日 04 - 制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第 6（2）に掲げる外貨に限る。</u>）で表示されている場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添 2 の劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。 2 前条第 1 項の規定により特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（保証債務）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。 一 保険年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、保証債務の負担を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項において「第 1 保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第 1 保険年度の開始日から 3 月 31 日までとし、保証債務に係る主たる債務の最終償還日（当該主たる債務の最終償還日より保証債務の終期が早く到来する場合には、当該保証債務の終期。以下同じ。）の属する年度においては、4 月 1 日から当該最終償還日までとする。 二 保険料率等規程Ⅱ[10] 1 (6) (注 2)に規定する平均残高は、各保険年度中の保証債務に係る主たる債務の元本又は利子の毎日の残高を合計し、365（2 月 29 日を含む年度においては、366 とする。）により除した金額により算定する。 三 保証債務の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ[10] 1 (6) (注 2)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第 31 条第 2 項第 1 号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。 四 保証債務の額が外貨（<u>保険料率等規程別表第 6（2）に掲げる外貨に限る。</u>）で表示されている場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添 2 の劣後ローン特約	
--	--	--

(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。 <u>附 則</u> <u>この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。</u>	(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。	
--	--	--

新	旧	備考
(別添 1) 劣後ローン特約 第 1 章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約（てん補危険） 第 1 条 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00007。以下「貸付約款」という。）第 3 条の規定にかかわらず、次の第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する<u>海外事業資金貸付金債権等の全額につき、当該海外事業資金貸付金債権等に係る契約に定められた期限の利益喪失事由</u>が発生した場合、及び次の第 5 号に該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、貸付約款第 3 条第 9 号に該当するものとし、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこれにより貸付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一 <u>海外事業資金貸付金債権等の元本</u>（以下「元本」という。）又は利子の支払請求権（以下「利子請求権」という。）を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）により奪われたこと。 二 海外事業資金貸付の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。 イ 事業の継続の不能 ロ 破産手続開始の決定その他これに準ずる事由 ハ 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。） ニ <u>1 月以上の事業の休止</u> 三 前号で定めるもののほか、海外事業資金貸付の相手方が本邦外において生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該海外事業	(別添 1) 劣後ローン特約 第 1 章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約（てん補危険） 第 1 条 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「貸付約款」という。）第 3 条の規定にかかわらず、次の第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する貸付金債権等の全額につき、<u>当該海外事業資金貸付にかかる契約に定められた期限の利益喪失事由</u>が発生した場合、及び次の第 5 号に該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、貸付約款第 3 条第 9 号に該当するものとし、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこれにより貸付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一 貸付金債権等の元本（以下「元本」という。）又は利子の支払請求権（以下「利子請求権」という。）を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）により奪われたこと。 二 海外事業資金貸付の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。 イ 事業の継続の不能 ロ 破産手続開始の決定その他これに準ずる事由 ハ 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。） ニ <u>3 月以上の事業の休止</u> 三 前号で定めるもののほか、海外事業資金貸付の相手方が本邦外において生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該海外事業	

新	旧	備考
資金貸付の相手方について事業不能等が生じたこと。 イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害 ロ 国際連合その他の国際機関又は貸付先国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁 ハ ゼネラルストライキ ニ ストライキによる輸送施設の機能の停止 ホ 原子力事故 四 海外事業資金貸付の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について事業不能等が生じたこと。 ただし、次のイ及びロに掲げる場合については本特約で別に規定されているものに限る。 イ 重要資産等が貸付先国又は地域以外の国又は地域に存在する場合 ロ 当該海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合 五 元本の喪失（前４号の事由によるものを除く。）により取得した金額又は<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の利子（以下「元本喪失取得金等」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により２月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。 イ 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。）の制限又は禁止 ロ 外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶 ハ 外国政府等による当該元本喪失取得金等の管理 ニ 当該元本喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合において	資金貸付の相手方について事業不能等が生じたこと。 イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害 ロ 国際連合その他の国際機関又は貸付先国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁 ハ ゼネラルストライキ ニ ストライキによる輸送施設の機能の停止 ホ 原子力事故 四 海外事業資金貸付の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について事業不能等が生じたこと。 ただし、次のイ及びロに掲げる場合については本特約で別に規定されているものに限る。 イ 重要資産等が貸付先国又は地域以外の国又は地域に存在する場合 ロ 当該海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合 五 元本の喪失（前４号の事由によるものを除く。）により取得した金額又は貸付金債権等の利子（以下「元本喪失取得金等」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により２月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。 イ 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。）の制限又は禁止 ロ 外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶 ハ 外国政府等による当該元本喪失取得金等の管理 ニ 当該元本喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合において	

新	旧	備考
その許可をしなかったこと。 ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による元本喪失取得金等の没収	その許可をしなかったこと。 ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による元本喪失取得金等の没収	
(損失額及びてん補責任額) 第2条 前条に規定する損失(前条第1号から第4号までの事由により生じたものに限る。)の額とは、貸付約款第4条に基づいて算定される金額の範囲内で、<u>海外事業資金貸付金債権</u>等の元本に係る損失にあっては当該事由に係る<u>海外事業資金貸付金債権</u>等の元本(以下「非常事故元本」という。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生直前に評価した額から、利子請求権に係る損失にあっては当該事由に係る利子請求権(以下「非常事故利子請求権」という。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、貸付約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、第7条に規定する保険金額の保険価額に対する割合(以下「てん補割合」という。)を乗じて得た額とする。 一 非常事故元本又は非常事故利子請求権についてそれぞれ当該事由の発生直後に評価した額 二 当該事由の発生により取得した金額(以下「取得金」という。)又は取得し得べき金額(以下「取得可能金」という。) 三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額 2 前条に規定する損失(前条第5号の事由により生じたものに限る。)の額とは、貸付約款第4条に基づいて算定される金額の範囲内で、元本の喪失により取得した金額に係る損失にあっては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかった金額(その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。)と当該元本の取得のための対価の額とのいずれか少ない額から、<u>海外事業資金貸付金債権</u>等の利子に係る損失にあっては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、貸付約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款	(損失額及びてん補責任額) 第2条 前条に規定する損失(前条第1号から第4号までの事由により生じたものに限る。)の額とは、貸付約款第4条に基づいて算定される金額の範囲内で、貸付金債権等の元本に係る損失にあっては当該事由に係る貸付金債権等の元本(以下「非常事故元本」という。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生直前に評価した額から、利子請求権に係る損失にあっては当該事由に係る利子請求権(以下「非常事故利子請求権」という。)について前条第1号の事由又は同条第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、貸付約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、第7条に規定する保険金額の保険価額に対する割合(以下「てん補割合」という。)を乗じて得た額とする。 一 非常事故元本又は非常事故利子請求権についてそれぞれ当該事由の発生直後に評価した額 二 当該事由の発生により取得した金額(以下「取得金」という。)又は取得し得べき金額(以下「取得可能金」という。) 三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額 2 前条に規定する損失(前条第5号の事由により生じたものに限る。)の額とは、貸付約款第4条に基づいて算定される金額の範囲内で、元本の喪失により取得した金額に係る損失にあっては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかった金額(その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。)と当該元本の取得のための対価の額とのいずれか少ない額から、貸付金債権等の利子に係る損失にあっては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、貸付約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款第5条各号に	

新	旧	備考
第5条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額 二 当該送金不能額をもって支出した金額 三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額	掲げる額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。 一 当該事由の発生により支出を要しなくなった金額 二 当該送金不能額をもって支出した金額 三 損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額	
第3条 ～ 第7条 (略)	第3条 ～ 第7条 (略)	
(保険価額の変更) 第8条 保険契約者は、<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の内容変更その他合理的事由がある場合には、保険価額の変更の申請を行うことができるものとする。	(保険価額の変更) 第8条 保険契約者は、貸付金債権等の内容変更その他合理的事由がある場合には、保険価額の変更の申請を行うことができるものとする。	
(各保険年度の資金貸付の予定通知) 第9条 保険契約者又は被保険者は、各保険年度に予定される<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の取得額及び取得日を日本貿易保険に通知しなければならない。	(各保険年度の資金貸付の予定通知) 第9条 保険契約者又は被保険者は、各保険年度に予定される貸付金債権等の取得額及び取得日を日本貿易保険に通知しなければならない。	
(各保険年度の資金貸付の確定通知) 第10条 保険契約者又は被保険者は、各保険年度に確定した<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の取得額及び取得日を日本貿易保険に通知しなければならない。	(各保険年度の資金貸付の確定通知) 第10条 保険契約者又は被保険者は、各保険年度に確定した貸付金債権等の取得額及び取得日を日本貿易保険に通知しなければならない。	
第11条 ～ 第12条 (略)	第11条 ～ 第12条 (略)	
(保険料の納付) 第13条 <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、貸付約款第22条第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要さずに、保険契約者は、当該手続開始決定があった日の属する保険年度における保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>		
(保険金の請求) 第14条 <u>保険金請求人(貸付約款第25条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)</u>は、<u>貸付約款第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項に規定する保険料であって貸付約款による保険契約に基づきてん補されるべき損失の</u>		

新	旧	備考
<u>発生した日の属する保険年度以前の保険年度における保険料及び同条第2項に規定する延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</u>		
第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約（てん補危険） 第1条 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成13年4月1日01 - 制度 - 00008。以下「保証約款」という。）第3条の規定にかかわらず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、保証約款第3条第1号りに該当するものとし、次の第1号から第4号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより当該保証債務を履行したことにより被保険者が受ける損失又は次の第5号に該当する事由により被保険者が受ける損失に限り、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一 外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）による保証債務に係る主たる債務の支払の差し止めその他直接の強制措置 二 保証債務に係る主たる債務者が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて保証債務に係る主たる債務者について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。 イ 事業の継続の不能 ロ 破産手続開始の決定その他これに準ずる事由 ハ 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。） ニ <u>1</u>月以上の事業の休止 三 前号で定めるもののほか、保証債務に係る主たる債務者が本邦外において生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該保証債務に係る主たる債務者について事業不能等が生じたこと。 イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害	第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約（てん補危険） 第1条 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「保証約款」という。）第3条の規定にかかわらず、次の第1号から第5号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、保証約款第3条第1号りに該当するものとし、次の第1号から第4号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより当該保証債務を履行したことにより被保険者が受ける損失又は次の第5号に該当する事由により被保険者が受ける損失に限り、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 一 外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）による保証債務に係る主たる債務の支払の差し止めその他直接の強制措置 二 保証債務に係る主たる債務者が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて保証債務に係る主たる債務者について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。 イ 事業の継続の不能 ロ 破産手続開始の決定その他これに準ずる事由 ハ 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。） ニ <u>3</u>月以上の事業の休止 三 前号で定めるもののほか、保証債務に係る主たる債務者が本邦外において生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該保証債務に係る主たる債務者について事業不能等が生じたこと。 イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害	

新	旧	備考
ロ 国際連合その他の国際機関又は保証債務に係る主たる債務者の所在する国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁 ハ ゼネラルストライキ ニ ストライキによる輸送施設の機能の停止 ホ 原子力事故 四 保証債務に係る主たる債務者が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該保証債務に係る主たる債務者について事業不能等が生じたこと。 ただし、次のイ及びロに掲げる場合については本特約で別に規定されているものに限る。 イ 重要資産等が保証債務に係る主たる債務者の所在する国又は地域以外の国又は地域に存在する場合 ロ 当該保証債務に係る主たる債務者又は被保険者が外国政府等と当該保証債務に係る主たる債務者が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合 五 保証債務の履行（前4号の事由によるものを除く。）により取得した求償権に基づき取得し得べき金額（以下「取得金等」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。 イ 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。）の制限又は禁止 ロ 外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶 ハ 外国政府等による当該取得金等の管理 ニ 当該取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。 ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による取得金等の没収	ロ 国際連合その他の国際機関又は保証債務に係る主たる債務者の所在する国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁 ハ ゼネラルストライキ ニ ストライキによる輸送施設の機能の停止 ホ 原子力事故 四 保証債務に係る主たる債務者が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該保証債務に係る主たる債務者について事業不能等が生じたこと。 ただし、次のイ及びロに掲げる場合については本特約で別に規定されているものに限る。 イ 重要資産等が保証債務に係る主たる債務者の所在する国又は地域以外の国又は地域に存在する場合 ロ 当該保証債務に係る主たる債務者又は被保険者が外国政府等と当該保証債務に係る主たる債務者が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合 五 保証債務の履行（前4号の事由によるものを除く。）により取得した求償権に基づき取得し得べき金額（以下「取得金等」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により2月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。 イ 外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。）の制限又は禁止 ロ 外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶 ハ 外国政府等による当該取得金等の管理 ニ 当該取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。 ホ イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による取得金等の没収	

新	旧	備考
第2条 ～ 第12条 (略)	第2条 ～ 第12条 (略)	
<u>(保険料の納付)</u> <u>第13条 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、保証約款第21条第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、当該手続開始決定があった日の属する保険年度における保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u>		
<u>(保険金の請求)</u> <u>第14条 保険金請求人(保証約款第24条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)は、保証約款第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項に規定する保険料であって保証約款による保険契約に基づきてん補されるべき損失の発生した日の属する保険年度以前の保険年度における保険料及び同条第2項に規定する延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</u>		

新	旧	備考
(別添2) 劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約 第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約（保険価額） 第1条 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00007。以下「約款」という。）第33条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、<u>海外事業資金貸付金債権等</u>（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨に限る。）で表示された貸付金等（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額）を<u>海外事業資金貸付金債権等に係る契約の締結日における邦貨換算率</u>（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日がない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 貸付金等がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては2 二 貸付金等が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては3 第2条 （略） （てん補責任額） 第3条 約款第33条第2項第2号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は<u>海外事業資金貸付金債権等</u>に基づく償還期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。 （保険料計算における換算） 第4条 保険料率等規程Ⅱ [10] 1(6)(注2)に規定する元本又は利子は、各保険年度（同規程Ⅱ [10] 1(6)(注1)に規定するものをいう。）	(別添2) 劣後ローン特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約 第1章 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約（保険価額） 第1条 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款」という。）第33条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、貸付金債権等（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度-00034）<u>以下「保険料率等規程」という。）別表第6(2)に掲げる外貨に限る。）</u>で表示された貸付金等（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額）を<u>海外事業資金貸付（約款第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）のための契約の締結日における邦貨換算率</u>（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日がない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 貸付金等がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつては2 二 貸付金等が前号に掲げる外貨以外の場合にあつては3 第2条 （略） （てん補責任額） 第3条 約款第33条第2項第2号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は貸付金債権等に基づく償還期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。 （保険料計算における換算） 第4条 保険料率等規程Ⅱ [10] 1(6)(注2)に規定する元本又は利子は、各保険年度（同規程Ⅱ [10] 1(6)(注1)に規定するものをいう。）	

新	旧	備考
の前年度の2月1日（第1保険年度にあっては、 <u>海外事業資金貸付金債権等に係る契約の締結の日</u> ）における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。	の前年度の2月1日（第1保険年度にあっては、 <u>海外事業資金貸付のための契約の締結の日</u> ）における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。	
第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約（保険価額） 第1条 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成13年4月1日01 - 制度 - 00008。以下「約款」という。）第31条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、借入金等（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された保証債務（約款第2条第3号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、一の時期において履行すべき部分の保証債務の額）を<u>保証契約の締結の日</u>における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日でない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 保証債務の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては2 二 保証債務の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては3	第2章 海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約（保険価額） 第1条 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）第31条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、借入金等（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された保証債務（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、一の時期において履行すべき部分の保証債務の額）を<u>保証債務（約款第2条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）のための契約の締結日</u>における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日でない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 保証債務の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては2 二 保証債務の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては3	
第2条 ～ 第4条 （略）	第2条 ～ 第4条 （略）	